

## 事務所だより5月

2024(R6)

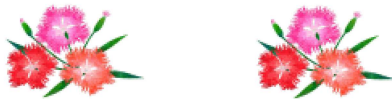
Vo.170

### I 仕事との両立支援 育児・介護休業法改正へ

育児や介護と仕事の両立を支援するため政府は育児・介護休業法などの改正案を閣議決定し、国会に提出しました。概要についてご紹介いたします。

#### ◆育児・介護休業法などの改正案閣議決定の概要

改正案のうち、育児中の親に対する支援策としては、企業が残業を免除する対象を3歳から子どもが小学校に入学するまでの親に拡大するとともに、始業時間の変更や、テレワーク、時間単位で取得できる休暇の付与など、複数の制度の中から2つ以上を設けることを企業に義務づけます。また、子どもの「看護休暇」については、感染症に伴う学級閉鎖や、入学式などの行事への参加も取得の理由にできるようにし、対象をこちらも小学3年生までに拡大します。このほか男性の育児休業について、新たに100人を超える全ての企業に取得目標の設定を義務づけることが盛り込まれています。介護との両立をめぐることは、支援制度を利用しないまま離職に至るケースが多いことから、家族の介護が必要となった従業員に対し、介護休業や介護休暇などの制度を周知し、取得の意向を確認すること、介護に直面していない従業員に対しても、早めに制度を周知することなどを企業に義務づけます。



連載コラムNo. 42

### 成年後見制度とは？

高齢化社会において、認知症などで判断能力が不十分な人へのサポートが必要になってきています。今回は「成年後見制度」について簡単にご紹介します。

#### ◆「成年後見制度」の概要は？

成年後見制度とは、認知症などで判断能力が不十分な人を支援する制度です。後見人が財産管理や生活に必要な契約を代理で行います。成年後見制度は「法定後見」と「任意後見」の2つに分けられます。「法定後見」はすでに判断能力が低下している人を、家庭裁判所から選任された「法定後見人」がサポートする制度です。法定後見人は判断能力の低下の度合いに応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」の3種類に分けられます。中でも本人の判断能力がもっとも低下しているケースで選任され、最も広い権限が与えられるのが「成年後見人」です。また、「任意後見」は、まだ判断能力が残っている元気なうちに、将来判断能力が不十分になることに備える制度です。サポートする「任意後見人」になってもらう人と、サポートしてもらう内容は、事前に契約で決めておきます。本人が元気な間には任意後見は発動せず、判断能力が低下してきたときに、裁判所に申立を行い、任意後見人によるサポートが開始されるという流れです。成年後見人は、本人に代わって、本人の財産を適切に管理し、契約の手続き等の法律行為を行います。これにより、介護施設の入所契約ができたり、詐欺被害を予防できたりする等のメリットがあります。しかし、専門家が成年後見人になる場合には、報酬が必要となること、本人に代わって法律行為を行い、財産を保護するという性質から、親族が本人の不動産や財産を処分する際に、手続きが非常に煩雑になるなどのデメリットもあります。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください



### II 建設業の担い手確保へ、契約取引ルールを整備

「2024年問題」を抱える建設業界の人手不足対策として、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。概要についてご紹介いたします。

#### ◆建設業の契約取引に係るルールを整備へ閣議決定の概要

労働者の処遇改善に向け、建設業者に労働者の処遇確保を努力義務化し、国はその取組状況を調査・公表します。また、中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者と注文者に著しく低い労務費等での見積り書の作成や変更依頼を禁止する等があります。資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止として、資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼすリスクがある場合、請負契約の締結までに受注者から注文者に通知するよう義務化します。また、資材価格変動時の請負代金等の「変更方法」を契約書の記載事項とし、注文者に対し、当該リスク発生時は誠実に協議に依拠することを努力義務化します。最後に働き方改革と生産性向上に向け、長時間労働抑制のため、受注者における著しく短い工期による契約締結を禁止し、ICT活用等を要件に、業務の合理化を行うとしています。また、ICT活用による現場管理の「指針」を国が作成し、特定建設業者や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化します。

【国土交通省HPより】[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00221.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00221.html)